

医療安全管理ニュースレター

日本医科大学千葉北総病院
(第52号)

発行：令和5年8月1日(火)



組織の中で取り組む看護部の医療安全

副院長・看護部長 藤岡 久恵

2023年4月より、副院長・看護部長を拝命しました藤岡久恵です。どうぞよろしくお祈りします。

医療の現場では高齢化の進展や疾病構造の変化、患者像の複雑化、地域包括ケアの推進などにより、看護の専門性が求められる場面が増加しており、看護師の役割が多様化しています。看護部では、患者さんやご家族へ安全で質の高い看護を効果的・効率的に提供するために、看護師と看護補助者（看護助手）が協働しながら業務を進めています。

質の高い医療や看護サービスは、患者さんやご家族の要求に適合し、満足をもたらすものです。安全なしに満足はあり得ないことを考えると、医療安全の推進は、医療や看護サービスの質を管理し、改善するための根本的な基盤と言えます。医療安全は、単にルールの決定だけでは不十分だと考えます。職種や部署を超えて日常的に医療安全について話し合い、患者さんの安全が最優先であるという価値の共有や、どんな時に安全が脅かされやすいか、などの理解が必要です。

医療安全の安全文化に関する定義は様々ですが、J・リーズン*によると、安全文化の4つの要素を挙げています。4つの要素は、「報告する文化」「公正な文化」「柔軟な文化」「学習する文化」です。報告する文化は、通常の業務の中で発生する事象に関して“責められるのではないか”という不安を持たず、真摯に報告できる文化です。各部署では、看護師がインシデントやアクシデントを責任者に適宜報告できるように、報告しやすい環境を整えています。公正な文化は、安全が真剣に取り扱われ、報告する姿勢や行動に対して信頼が確立されている環境です。習慣的にルール違反をする職員を見過ごしたりしない、などの公正な判断が要求されます。

柔軟な文化は、組織によって作り上げられ共有された価値観や行動様式を、必要に応じて看護提供の方法を変え、工夫できるようにすることです。最後は、学習する文化です。看護職員が、患者さんやご家族に安全な看護提供できるよう、また、医療安全に関する学習を積極的に取り組むよう働きかけています。

医療安全を推進する上で、24時間365日、患者さんの看護を行い、提供される医療サービスのほぼ全てに関与する看護職員の役割は大きいと考えます。医療安全の仕組みを健全に機能させ、定着させるためには、法やガイドライン・指針やマニュアルの理解、常に行うべき最新の知識と情報の把握、安全文化をはぐくむ土壌の育成が必要だと考えます。

看護部は、患者さんやご家族に安心できる医療や看護サービスが提供できるように、看護職員が安全文化の4つの要素に対して、自ら行動できる環境を整えていきたいと考えています。

*J・リーズン

ヒューマンエラーや組織事故を研究しているイギリス出身の心理学者。

邦題「組織事故」の著者で知られる。

報告ありがとう！



保険医療機関の施設基準

医事課 保険審査室 齊藤 正子

患者さんが医療機関へ受診した際に支払われる医療費の額は、全国で統一されたルールに基づいて算出されています。診療報酬とよばれ、この診療報酬を算定するためには、一定の要件を満たしたうえで厚生局へ施設基準として届出をする必要があります。そこではじめて保険医療機関としての請求が可能となります。

施設基準は医療法に基づくものと、保険医療機関、保険医療養担当規則に基づく施設基準があります。医療法に基づく基準は施設の種類ごとに定められていて一般病院、精神科等の専門病院、診療所といったもので当院は一般病院となります。

施設基準という範囲が広がりますのでここでは、保険医療機関の診療報酬上の施設基準についてお伝えしたいと思います。

「保険医療機関の医療費は保険医が保険医療機関において健康保険法、医師法等、各種関係法令の規定を守り、療養担当規則の規定を遵守して、そして診療報酬点数表に従って算定する。」と定義されています。ここでいわれる保険医、保険医療機関と定義されるには、厚生労働省の組織である厚生局へ届出（申請）し受諾されることが必要となります。

また診療報酬は医療法に基づくものや診療行為の加算と呼ばれる報酬があり、一定の基準を満たした医療機関が厚生局へ申請することにより算定が可能となる項目があります。

この基準には医療機関で働く人や施設の設備、診療行為（内容）等の要件がありこれらの要件を満たすためには、医療機関が財源や労力を投資しなければならない場合も多いのです。例えば具体的な医療安全管理体制加算の基準の一つとして、安全管理の体制確保のための職員研修を年2回程度実施が義務付けられています。



地域や医療機関を受診する患者さんへ、より良い医療とサービスを提供することに繋がります。より良い医療を目標として病院の施設構造体形を改良することによって得られた内容に準じて報酬を得られることで診療報酬上加算として評価されるのです。

診療報酬点数表は全国统一（厚生労働大臣が定めるところ）ですが、施設基準の違いにより算出方法に違いが生じるため、診療報酬は複雑となりますが、定められたルールに基づいて算定されています。

当院の施設基準については正面玄関に掲示しておりますので、機会がありましたらご覧いただけますと幸いです。今後も患者さん、地域にとってより良い医療機関となるよう施設基準の要件、申請等について精査していきます。

主な施設基準の要件

- 安全性の確保、感染予防策の徹底
- 人員：働く職員（職種別）の数や時間数、受診患者数（時間帯、救急搬送等）
- 設備：診療室、病室、医療機器、検査機器、医薬品の供給状態

編集後記



医療安全管理ニュースレター第52号を発行いたしました。今号では、藤岡副院長・看護部長より「組織の中で取り組む看護部の医療安全」と題して、組織における安全文化の醸成に向けた取り組みをご寄稿いただきました。また、医事課の齊藤さんからは、「保健医療機関の施設基準」と題して、ルールに従った保険診療を行うために必要な“施設の基準”についてご寄稿いただきました。お二方ともありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症は、今年5月から、感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行となりました。北総線では大きなキャリーケースをいくつも持った旅行者を目にするようになり、人々の移動が活発になったことを身近に感じるようになりました。気温・湿度ともに高く、マスクが煩わしく感じるシーズンかと思いますが、今後とも院内でのマスクの着用や手指衛生など、感染防止対策にご協力をお願い致します。

岸大輔 記

【ご意見募集】

皆さまのご意見をお待ちしております。

電子メールアドレス

h-newsletter@nms.ac.jp

【お知らせ】

当院のホームページから閲覧できます。

ホームページアドレス

<https://www.nms.ac.jp/hokuso-h/>

【編集担当】

医療安全管理ニュースレター編集委員会

片山靖史(委員長)

金 徹	矢野 綾子	岩井 智美
花澤みどり	岡本 直人	大熊 康弘
石井 聡	岸 大輔	